



Newsletter

2026年4月号

テーマ

税制改正

- [「外国子会社収入配当金の益金不算入率の一時的引上げ」等のための「租税特例制限法改正案」、国会本会議を通過等](#)

税務動向

- [国税庁、グローバル・ミニムム課税事前申告を案内](#)
- [国税庁、定期税務調査時期選択制を全面施行](#)

例規・判例

○ 裁判所

- [障がい者雇用負担金の損金算入可否が争点となった事件](#)

2026. 4. 28

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

税制改正

「外国子会社収入配当金の益金不算入率の一時的引上げ」等のための「租税特例制限法改正案」、国会本会議を通過等

国会の財政経済企画委員会は、'26.3.17.（火）国内市場復帰口座（RIA）に対する税制優待、海外子会社益金不算入率の一時的引上げ等のための「租税特例制限法改正案」および「2025 年税法改正案」のうち、昨年、定期国会で通過していない一部の法律改正案等、総 8 の税法改正案を議決しており、そのうち、「租税特例制限法改正案」、「所得税法改正案」、「農漁村特別税法改正案」は'26.3.31.（火）国会本会議を通過しました。

主な改正内容は次の通りです。

主要改正内容

■ 租税特例制限法

○ 外国子会社収入配当金の益金不算入特例（租税特例制限法§23）

< 改正案 >

- 海外子会社収入配当金の益金不算入率の引上げ（95% ⇒ 100%、1 年限定）
- 低税率国子会社である特定外国法人（CFC）が配当可能所得を国内に全て配当する時、当該年度の親会社の収入配当金に対して益金不算入（1 年限定）

○ 国内市場復帰口座を通じた投資に対する課税特例（租税特例制限法§91 の 26）

< 改正案 > 海外株式の国内市場復帰口座（RIA）に対する課税特例の導入（1 年限定）

- 売却時点別の控除率：（～5.31 日）100%、（～7.31 日）80%、（～12.31 日）50%

○ 為替変動リスクヘッジ商品に対する課税特例（租税特例制限法§91 の 27）

< 改正案 > 為替ヘッジデリバティブ商品に対する課税特例の導入（1 年限定）

■ 農漁村特別税法

○ 農漁村特別税非課税（農漁村特別税法§4）

< 改正案 > 海外株式の国内市場復帰口座（RIA）課税特例、為替ヘッジデリバティブ商品の課税特例に対する農漁村特別税の非課税

税務動向

国税庁、グローバル・ミニマム課税事前申告を案内

国税庁は、'26.3.20.（金）グローバル・ミニマム課税*の適用対象企業の税務担当者と税務代理人等を対象に事前申告説明会を開催し、事前申告を希望する企業に対して、申告方法、申告時の留意事項および各種の支援策を案内しました。

*【グローバル・ミニマム課税】多国籍企業グループの国別実効税率が最低限税率（15%）に未達する場合、その差額分を課税する制度であり、世界中 140 か国の合意で導入された。韓国では、'24 事業年度分から施行し、最初の申告期限は、'26.6.30.である。（12 月末決算法人基準）

主な内容は次の通りです。

主要内容

○ グローバル・ミニマム課税事前申告の案内

- グローバル・ミニマム課税電算システムの正式稼働（5.1.予定）前であるが、希望する企業は早期に申告できるようにする事前申告制度を施行
- 事前申告を申請した企業に対し、個別面談や遠隔支援等の密着型カスタマイズサービスを提供し、申告過程で企業が抱えている疑問点や課題、改善意見を収集
- 事前申告を申請した企業にはアクセス権限が別途付与され、ホームタックスを通じて、事前にグローバル・ミニマム課税申告書を作成して提出することが可能
- 事前申告を申請していない企業や、事前申告を申請したものの申告書を事前に提出することを希望しない企業は、法的申告・納付期限である今年 6 月末までに申告*

* 事前申告は、希望する企業に対して申告の利便性を高めるために実施するものであり、義務ではない。また、事前申告を通じて提出した場合でも、申告期限までに修正提出が可能

国税庁、定期税務調査時期選択制を全面施行

国税庁は'26.4.2.（木）、企業負担緩和のため開庁 60 周年である 2026 年を税務調査大転換の元年として宣言し、税務調査の運営方式を根本的に革新する方案*を発表しました。

*「定期税務調査時期選択制」の全面施行、「重点検証項目」の事前公開

主な内容は次の通りです。

主要内容

○ 「定期税務調査時期選択制」の全面施行

- 定期税務調査の対象者が 3 か月以内に調査着手時期を直接選択できるようにする時期選択制を 4 月から全面施行
- 定期調査対象者に選定された納税者は、案内文を受領してから 3 か月範囲内で 1 か月単位（第 1・第 2 順位）で調査時期を選択することができ、実際の調査着手の 20 日前までは従来通り正式な事前通知も受領することになる

○ 「重点検証項目」の事前公開

- 税務調査の過程で繰り返し課税される 10 の類型を「重点検証項目」に選定して公開
- 1) コーポレートカード（事業用）の私的使用
- 2) 代表者等の個人口座を通じた売上申告漏れ
- 3) 正当な理由なく売上債権等の任意放棄
- 4) 勤労事実のない加工人件費の計上
- 5) 研究・人材開発費の不当な税額控除
- 6) 仮支払金等の認定利息の計算漏れ
- 7) 資産化要件を満たした費用の当期費用処理
- 8) 事実と異なる税金計算書の授受
- 9) 付加価値税の課税・免税区分の誤り
- 10) 個人的供給等に対する付加価値税の申告漏れ

例規・判例

【裁判所】障がい者雇用負担金の損金算入可否が争点となった事件

(最高裁判所 2026. 3. 12. 宣告 2024 ドウ 30809 判決、上告棄却)

■争点

旧「障がい者雇用促進および職業リハビリテーション法」(2021.7.20.法律第 18308 号に改正される前のもの、以下、「旧障がい者雇用法」) 第 28 条第 1 項による障がい者雇用義務不履行を理由に賦課される障がい者雇用負担金が旧法人税法 (2024.12.31.法律第 20613 号に改正される前のもの、以下同じ) 第 21 条第 5 号にて損金不算入対象として定めた「法令による義務不履行又は禁止・制限等の違反に対する制裁として賦課される公課金」に該当するかどうか (消極)

■事案

原告が旧障がい者雇用法に基づく障がい者雇用義務不履行により障がい者雇用負担金を納付した後、これを損金に算入せず法人税申告・納付を行い、上記の負担金が損金に算入されなければならないという趣旨で法人税更正請求を行ったが、被告がこれを拒否したため、各拒否処分を取り消しを請求した事案である。

判決要旨

旧障がい者雇用法等の文言や内容に加えて、障がい者雇用負担金の目的および性格等を総合する場合、障がい者雇用負担金は事業主が旧障がい者雇用法第 28 条第 1 項による障がい者雇用義務の不履行を理由に賦課される公課金には該当するが、「制裁として賦課される公課金」には該当すると見ることができず、結果的に、旧法人税法第 21 条第 5 号が損金不算入対象として定めた「法令による義務不履行に対する制裁として賦課される公課金」と見ることができない。具体的な理由は次の通りである。

(...) 公課金は基本的に事業経費としての性格を持つため、損金に算入すべきというのが原則であり、過去の法人税法施行令にて損金に算入される公課金を制限的に列挙したものが実質的租税法律主義に違反するという憲法裁判所の違憲判決をきっかけに法人税法施行令で損金不算入する公課金を別途規定する方式に変わり、結果的に、損金に算入される公課金の範囲が拡大され、今日に至った点等を総合的に考慮する場合、どの公課金が旧法人税法第 21 条第 5 号で定めた損金不算入要件を満たしているかは、租税法律主義に従って厳格に解釈しなければならない。

(...) 障がい者雇用負担金制度は障がい者義務雇用率を下回る事業主より基金納付を受け、義務雇用率を超過して障がい者を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することで、事業主間の障がい者雇用に伴う経済的負担を分かち合うために導入されたものであり、理想的には障がい

者雇用義務が完璧に守られ、負担金を徴収しなくても良い状態が依然として望ましいという点から、障がい者雇用負担金は財政的な目的よりは雇用に困難を抱えている障がい者の雇用促進を主な目的とする「誘導的・調整的（特別）負担金」の性格が強いと見られる（憲法裁判所 2003.7.24.宣告 2001 憲バ 96 全員裁判部決定参照）。そのため、障がい者雇用負担金は本質的に事業主の事業や資産の存在、取引等の行為に伴って発生する事業経費としての属性を有すると見るほかない。

基本的に義務不履行に対する「制裁」として賦課される代表的な場合の罰金および過料は故意又は過失という責任要件の存在を、その賦課要件としている（刑法第 13 条、第 14 条、秩序違反行為規制法第 7 条）。しかし、障がい者雇用負担金は旧障がい者雇用法第 33 条で定められた要件を満たすだけで故意又は過失等の責任要件を考慮せず、一律的にその納付義務が発生するだけでなく、事業主が障がい者雇用義務を履行せず旧障がい者雇用法第 28 条第 1 項を違反してもこれを処罰する規定が別途存在しない。（…）

1997.12.31.改正前までの法人税法施行令には、障がい者雇用負担金を損金に算入するよう明示的に規定していたが、憲法裁判所の決定以後、損金不算入対象の公課金を母法に包括的な定義規定の形で規定するようになり、障がい者雇用負担金を損金に算入するよう定めた法人税法施行令の規定が削除されたに過ぎず、当時の改正前後をはじめ、この事件に適用される旧法人税法施行令が立法されるまでの社会的変化や政策的転換等により、障がい者雇用負担金を損金に算入しない必要性が新たに生じたか、あるいは旧法人税法施行令に至る立法過程でそれに関する議論があったと見ることも難しい。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2026. For information, contact Deloitte Anjin LLC